

令和3年4月28日

保護者の皆さんへ

府中市立府中第九中学校  
校長 吉田 修  
生活指導部 部活動担当

## 部活動のきまり

- (1) 活動時間を守る。
  - ・ 下校時間は校門を出る時間とする。  
4月～9月・・・18:30      10月～3月・・・18:00
  - ・ 定期考査1週間前は原則として活動はしない。ただし、運動部の公式戦・文化部の校外での発表会の直前はその限りではない（1時間程度の活動を行うことができる）。
  - ・ 研修会（全体）や職員連絡会がある日は、原則として再登校とする。
- (2) 朝練習は7:30～8:00の時間で活動できる。ただし、顧問が来てからの活動となる。定期考査1週間前は原則として朝練習は行わない。
- (3) いずれの場合においても活動期間中は、顧問あるいはそれに代わる教員もしくは外部指導員（コーチ）がいることとする。
- (4) 活動場所に荷物を持って行き、教室に戻らず下校する。荷物はしっかり整理整頓をする。
- (5) 活動場所や更衣室には私物を置いて帰らない。
- (6) 用具の整理整頓、グラウンド整備に心がける。
- (7) 運動系部活は学校指定の体育着・ジャージで活動することを基本とする。その他のものに関しては、部で統一するなど、顧問の指示において認めることがある。  
ただし、安全を考慮しパーカーは禁止とする。
- (8) 活動終了後はすみやかに下校する。
  - ・ 毎回出欠の確認をする。活動の終わりのミーティング、下校の報告をする。
  - ・ 片づけ等の点検を含め、見回りをする。他の部の友人を待ったりしてはいけない。
- (9) 昼食について
  - ・ 各部で決められた場所とする。事情により他の場所を使用する場合には、必ず顧問の了解を得る。普通教室を使用しない部は、ミーティングの場所と同じことが基本である。  
**ビン・缶・ペットボトル・紙パックの飲み物は禁止する。**
  - ・ ゴミは全て持ち帰る。
- (10) 鍵の開け閉めは顧問が行う。
- (11) 清掃について
  - ・ 各部活間で清掃当番を決め、定期的に清掃をする。  
活動終了後は活動場所や更衣室の消灯・施錠等の確認をする。
- (12) **再登校を含め、自転車での登下校は禁止する。**  
※ただし、休日の他校での対外試合、学校外での活動の場合、顧問と保護者の許可があれば自転車の使用を認めるが、自転車保険（対人、対物）への加入をする。
- (13) **弁当が必要な場合、登校時の購入および登校後に昼食を買いに出ることは禁止する。**
- (14) 部費を徴収する部については、顧問より連絡があります。
- (15) 兼部については、顧問が許可した場合についてのみ認める。

※以上の決まりが守れない部は、活動を停止されることがある。

（部長会→顧問会→生活指導部会→職員連絡会）によって決定する。

## 当面のコロナ対応（緊急事態宣言中の活動について）

緊急事態宣言が出ているので、部活動は中止となる。

ただし、4月25日（日）から5月11日（火）までの期間に公式戦等がある部活動については、次の点に留意し、感染症対策を徹底した上で練習を実施することができるものとする。

- 練習に参加できる生徒は、公式戦に出場する選手（補欠選手を含む）のみとする。
- 活動日は、週休日及び祝日を含め、週当たり（週は日曜日から土曜日まで）2日以内とする。  
ただし、連休中の「東京都の入流を確実に抑えること」の趣旨に鑑み、活動は最小限に留めること。  
なお、緊急事態宣言期間が延長した場合は、公式戦がある部活動のみ、週当たり平日2日以内とする。
- 活動時間は、平日2時間以内で午後5時半までに下校、週休日及び祝日は3時間以内で、途中で昼食等の食事の時間を設定しないこと。
- 「東京都の入流を確実に抑えること」が求められていることから、自校の活動に限定し、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- 実施の際は、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を優先して実施する。  
また、感染に対する不安等に配慮し、練習及び公式戦の参加に当たっては、保護者の同意の下、可とする。
- 部活動を行うに当たっては、活動日登校時の顧問等による検温、手指消毒、健康観察を実施するとともに、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。

※緊急事態宣言が解除された後の活動については、わかり次第ご連絡いたします。